群馬県公安委員会告示第２０号

警備業法（昭和４７年法律第１１７号。）第４２条第２項第１号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和５８年国家公安委員会規則第２号。以下「講習規則」という。）第１３条の規定により準用する第２条の規定により公示する。

令和７年５月１５日

群馬県公安委員会委員長　竹内　健

１　実施日時

(1)　実施期日

令和７年１１月１１日（火）から１１月１４日（金）までの間

(2)　実施時間

受　付	１１月１１日（火）	午前９時３０分から午前９時５０分までの間
講　習	１１月１１日（火）	午前１０時から午後４時５０分までの間
	１１月１２日（水） １１月１３日（木）	午前９時から午後４時５０分までの間
	１１月１４日（金）	午前９時から午前１１時５０分までの間
修了考査	１１月１４日（金）	午後１時３０分から午後３時１０分までの間

※　日程変更又は中止となる場合がある。

２　講習場所

群馬県前橋市江田町８０番地６　一般社団法人群馬県警備業協会

３　講習定員

３０人

４　受講資格

事前申込みを行い、群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）から受講申込み可能である旨の通知を受けた者とする。

５　受講申込み手続き

(1)　事前申込み

ア　受講希望者本人が自己の受講要件を確認し、群馬県警察のホームページでぐんま電子申請受付システム内に掲示されている警備員指導教育責任者講習事前申込みにより（電子申請）を行うこと。

事前申込みにより、講習定員を超過した場合には、抽選を行うので、各講習ごとに、受講者本人が一人一申請とすること。

抽選の有無にかかわらず、事前申込みをした者については、ぐんま電子申請受付システムによる電子メールで受講申込み可能の有無等を通知する。

注）事前申込み時に、受講希望者本人の氏名、生年月日、本籍、住所、連絡先等の入力が求められる。また、事前申込みのための機器（携帯電話・パソコン等）がない等、ぐんま電子申

請受付システムによる事前申込みが実質的に不可能である場合は、電話による事前申込みの受付けを検討するので、下記電話番号へ問い合わせること。

イ　本件講習に関する問合せ先

平日午前９時から午後４時までの間（ただし、正午から午後１時までの間を除く）

群馬県警察本部生活安全部

生活安全企画課許可等第一係（０２７－２４３－０１１０内線３０４３）

(2)　事前申込み受付期間

令和７年６月１７日（火）午前１０時から６月２０日（金）午前１０時まで

(3)　受講申込書の提出

ア　提出期間

令和７年９月１日（月）から９月５日（金）までの午前９時から午後４時までの間（ただし、正午から午後１時までの間を除く。）

イ　提出場所

住所地が群馬県内の者は、住所地を管轄する警察署の生活安全課

住所地が群馬県外の者は、事前申込みの際に入力した群馬県内の警察署の生活安全課

ウ　提出方法

原則、受講者本人が指定された提出場所へ申請書類を持参して提出すること。

なお、郵送等による提出は認めない。

エ　提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）　１通

（ア）受講申込書には、申請前６箇月以内に撮影した写真（無帽、正面、上三分身、無背景、縦３．０センチメートル、横２．４センチメートル）１枚を貼付すること。

（イ）受講申込書に記載する本籍、氏名は、省略せずに、戸籍どおりの正確な記載をすること。

オ　受講資格の失効等

提出期間内に受講申込書を提出しなかった場合には、受講資格は無効とする。

6　受講手数料及び納付方法

３９，０００円相当の群馬県収入証紙により、受講申込み時に納入すること。

注）既納の受講手数料については、返還しない。

7　講習業務の委託

本講習は、一般社団法人群馬県警備業協会に委託して実施する。

8　その他

(1)　本講習に使用する教本は、受講申込み時に配布する。

(2)　受講に当たっては、発熱者や体調不良者等については、受講を認めない場合がある。